平成２５年（フ）第６号
兵庫県たつの市御津町苅屋778番地２
債務者　小河　健一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３４号
北九州市門司区大里東５丁目１番25号
債務者　井手口幸美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5597番地９
債務者　吉村　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5597番地９
債務者　吉村　京子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４７号
大分県別府市北浜１丁目６番16号アクテムビル401号
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
青森県八戸市根城４丁目３番３号、前住所青森県三戸郡五戸町字沢18番地１
債務者　村越　敏志
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
盛岡市みたけ３丁目25番７号　城北住宅３―11号、旧住所盛岡市厨川２丁目20番６―304号
債務者　雛鶴　　竜
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２号
盛岡市みたけ３丁目25番７号　城北住宅３―11号、旧住所盛岡市厨川２丁目20番６―304号
債務者　雛鶴麻優美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３号
盛岡市中屋敷町７番９号　クレール102号、住民票上の住所盛岡市中屋敷町７番35―314号
債務者　阿部太一郎
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５号
盛岡市館向町41番17号
債務者　大川　榮子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４２号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷168番地６、旧住所岩手県紫波郡紫波町中島字前郷101番地33
債務者　小田　由美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７３号
愛知県大府市月見町６丁目96番地　葵１号館203号
債務者　石川　　進
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１号
山口県熊毛郡上関町大字室津830番地
債務者　淺海　　努
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１２号
山口県熊毛郡上関町大字室津830番地
債務者　淺海多**満**枝
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第９８号
福岡県行橋市大字前田1978番地42
債務者　嶋田　勇気
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
沖縄県浦添市勢理客１丁目２番26―302号吉祥
債務者　我那覇宗昭
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５６号
熊本市東区尾ノ上１丁目16番11号　ロフティ尾ノ上201、前住所熊本市中央区帯山１丁目28番１―209号
債務者　野田　麻美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係